

中期目標・中期計画一覧表

(法人番号 30) (大学名) お茶の水女子大学

中期目標	中期計画
<p>(前文) 大学の基本的な目標 国立大学法人お茶の水女子大学は、学ぶ意欲のあるすべての女性にとって、真摯な夢の実現される場として存在する。 すべての女性はその年齢・国籍等にかかわらず、個々人の尊厳と権利を保障され、自由に自己の資質能力を開発し、知的欲求の促すままに自己自身の学びを深化させることを目標とする。</p> <p>1. 本学のミッション 世界屈指の女子大学として、21世紀の社会に必要とされる高度な教養と専門性を備えた女性リーダーを育成する。加えて、女性のライフスタイルに即応した教育研究のあり方を開発しその成果を社会に還元することで、女性の生涯にわたる生き方、ひいては、すべての人の生き方に関わるモデルの供給源となって、男女共同参画社会を実現し、豊かで自由かつ公正な社会の実現に寄与することを使命とする。</p> <p>2. 女子高等教育の継承と国際的発展 130余年にわたる女子高等教育を通して検証・蓄積された知的・教育的遺産を継承しつつ、女性の活躍を促進する教育研究を国際的に展開する。</p> <p>3. 大学院課程の充実と国際的研究拠点の形成 研究成果を教育に反映させ大学院教育の実質化を推進するとともに国際的研究拠点を形成する。</p> <p>4. 新たな学士課程教育の構築 学士課程と大学院人間文化創成科学研究科との連携により、総合的教養を備えた高度専門職業人、つまり「教養知と専門知」、「学士力と実践力」を備えた社会人を養成する。そのために、リベラルアーツ</p>	

<p>を基礎とし、多様な専門性を擁する新たな学士課程を構築する。</p> <p>5. 附属学校と連携した統合的な教育組織の構築 同一のキャンパスに設置されている大学と附属学校が密接に連携し、伝統ある教育研究資産を活用して、生涯にわたる学びを見通した統合的な教育理念と教育組織を構築する。</p> <p>6. 社会的、国際的貢献の促進 企業・地域との連携を深め、教育研究の成果を社会に還元する。 国際交流を促進し、アジアの女子教育の充実をはじめ、女性の多様な活躍を促し、平和な社会と文化の発展に貢献する。</p>	
<p>◆ 中期目標の期間及び教育研究組織</p> <p>1 中期目標の期間 中期目標の期間は、平成22年4月1日から、平成28年3月31日までとする。</p> <p>2 教育研究組織 この中期目標を達成するため、別表に記載する学部、研究科を置く。</p>	
<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標</p> <p>1. 世界屈指の大学院教育を行う女子大学として国際水準を凌駕する教育の質保証を目指し、大学院教育の一層の実質化を図る。</p> <p>2. リベラルアーツを基礎とし、学生の選択を重視した新たな学士課程教育を構築し、21世紀社会に必要とされる豊かな教養と深い専門的能力を統合的に備えた創造性と実践力を培う。</p> <p>3. 大学・大学院と附属学校との密接な連携を通じて一貫した教育理念を構築し、キャンパス全体として、生涯にわたる女性の発達</p>	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>1. 教育の質保証を行うために、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーの策定により大学院課程の到達目標を明確化する。</p> <p>2. 学際的な分野における大学院教育の充実を図るため、大学間連携を推進する。</p> <p>3. 多様化・複雑化する高度専門職業人の養成ニーズを踏まえ、大学院課程における横断的、複合的な履修取り組みを推進する。</p> <p>4. 学士課程においてお茶大型リベラルアーツ教育を推進し、専門基礎力、学士力を養う。</p> <p>5. 社会や学生の多様なニーズに応えるために、学生が主体的に選択できる教育プログラムを導入し、学士課程を再構築する。</p> <p>6. 教育の質保証を行うために、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーの策定により学士課程の到達目標を明確化する。</p> <p>7. 生涯にわたる学びを保証する観点から、大学とそれにつながる初等・中等教育との連携を強化することを目指し、大学と附属学校との一貫した教育体制を</p>

と活躍を支援する。

4. 女性のライフスタイルとライフステージに適した多様な進路を開拓できるキャリア教育を進める。
5. 高度専門性と研究力を備えた学校教員養成、及び現職教員研修システムを構築する。
6. 国籍・年齢を問わず、本学の教育理念に合致して、優れた資質を持ち、勉学・研究に対する強い意欲を有する女性を受け入れる。

(2) 教育の実施体制等に関する目標

1. 学長のリーダーシップのもと、教育体制の基盤を確保し、教員の適正な配置を行う。
2. 新たな教育評価の仕組みを構築し、国際通用性のある教育の質保証を行う。
3. キャンパスグランドデザインを策定し、教育環境を整備する。

(3) 学生への支援に関する目標

1. 学生の自主的・多面的な学習を支援する。
2. 学生のニーズに適合し、かつ、高等教育機会を保障する統合的
学生支援体制を構築し、女性のライフサイクルに沿った多様な学
生の生活支援を進める。
3. 現代社会における女性のキャリア形成のニーズを踏まえたキャ

整備する。

8. 女性のライフプランニングに対応した社会人の学習機会を強化する。
9. 多様な進路やキャリアモデルに沿ったキャリア教育を拡充する。
10. 高度専門性と探究力・研究力を備えた学校教員を養成し、教員免許更新講習などの現職教員研修に資するシステムを開発する。
11. 現行の多様な入学者選抜の適正実施と、国内外に向けた入試広報活動の強化を図る。
12. カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーに対応したアドミッション・ポリシーを策定し、実行する。
13. 高大連携特別選抜による入学者の追跡調査を定期的に行い、入学前教育課程、入試方法の改善を図る。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

1. 学長の主導のもとに、戦略的な教員の配置を行う。
2. 任期制の教員など多様な雇用により、教員組織の活性化を図る。
3. 国際的通用性のある教育の質保証のためにFDを推進する。
4. 教育施設・設備将来構想を含むキャンパスグランドデザインに基づき、順次教育環境を整備する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

1. 初年次教育の整備やTA制度の見直し・改善により、学習支援体制を強化する。
2. 図書館や情報設備等を充実させ、学生の自主学習の環境を強化する。
3. 学生寮、授業料免除、大学独自奨学金などの現状と機能を統合的に整理し、
学生支援情報システムを活用した、効率的かつ平等な学生支援体制を設計・実
現する。
4. 新寮を建設するとともに、既存寮の機能や対象を整理し、全体として教育上
及び学生のニーズに適合的な学寮体制を整備する。
5. 育英及び奨学の両目的に即し、大学独自の奨学金制度を再編整備する。また
緊急奨学金制度を拡充する。
6. 学生生活の多種多様な相談に応じる学生相談体制を強化する。
7. キャリア支援を実行する組織的整備を行い、女性の多様なキャリア形成を支

<p>リア支援を行う。</p>	<p>援する。</p>
<p>2 研究に関する目標</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本学が拠点化を図る領域において、世界トップレベルの研究を行い、国際拠点を築く。 2. 国際的に活躍できる若手研究者や優れた女性研究者を育成する。 3. 女性研究者育成の伝統を活かし、男女共同参画社会の形成のための研究を推進する。 4. 附属学校と連携した研究を推進する。 <p>(2) 研究実施体制等に関する目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大学全体の中・長期的な人員計画のもとで、研究者の重点的・機動的な人員配置を行う。 2. 女性のライフスタイルに即した研究環境や研究体制を整備する。 3. 研究の推進と質の向上のために、学内資源を有効に配分する。 4. 研究の質の向上のために、研究倫理を維持する体制を整備する。 	<p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本学に固有な伝統的分野や研究ポテンシャルの高い分野の研究を推進するとともに、拠点化のために必要なリソースを重点的に配分する。 2. 女性の活躍が期待される研究領域を推進、開拓するとともに若手研究者を育成する。 3. 科学技術政策に沿って、理系の女性研究者を育成する。 4. 女性グローバルリーダー育成に資する研究を国内外の機関・研究者と連携して行い、その成果を社会変革の資源として広く共有する。 5. 大学と附属学校が連携して、大学の研究活動の中で附属学校を活用する。 <p>(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 研究の活性化のため、学外との連携を含めて広く学内外に人材を求め、任期付き研究者を重点的に配置する。 2. 妊娠・出産・育児等と研究との両立が可能となるように、ライフスタイルの多様性を尊重する研究・勤務体制を築き、研究の活性化を図る。 3. 若手女性研究者個人々人に対してカスタマイズした研究支援体制を構築する。 4. 共通機器の集中管理を進めるとともに、重点領域の研究施設・設備を整備する。 5. 研究教育成果に応じ、研究費の重点的な傾斜配分を行う。 6. 本学における研究倫理を向上させる取り組みを継続し、その仕組みを検証して、効果的に実施する。
<p>3 その他の目標</p> <p>(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 社会人教育の推進、特に社会人女性の勉学再開とその成果の社会還元を支援する。 2. 地域、企業、行政機関等との連携を推進する。 3. 知的財産の創出、保護、管理及び活用に取り組む。 	<p>3 その他の目標を達成するための措置</p> <p>(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教員養成・乳幼児教育など本学の伝統を活かし、生涯を見通した教育システムを構築する。 2. 卒業生のキャリアネットワークを構築し、生涯にわたる教育を提供し、就業支援体制を築く。 3. 本学の人的・物的資源、実績、ノウハウ、知的財産等を活用し、地域、企業、行政機関等との交流を通して、教育・研究・社会貢献に関する連携事業に取り組む。 4. 知的財産の創出、保護、管理及び活用のための体制を見直し、整備する。

<p>(2) 国際化に関する目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 世界各国・地域から優れた留学生を受け入れ、教育の国際化を推進するとともに国際社会で活躍できる人材の育成を行う。 2. 世界各国・地域の国際機関・高等教育機関などと連携し、女性のエンパワーメントのための支援を強化拡充する。 <p>(3) 附属学校に関する目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大学と附属学校が密接に連携したマネジメント体制を整備する。 2. 先進的な教育研究の場として、附属学校を学内外の研究者、研究機関に開放する。全国の教員に向けた幼児教育、義務教育、高校教育の学校教育支援を行う。 	<p>(2) 国際化に関する目標を達成するための措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. グローバル社会で活躍できる女性人材育成のための教育プログラムを実施する。 2. 海外からの優秀な留学生を受け入れるため、留学生のサポートを強化しキャリアパスを見通したプログラムを策定する。 3. 短期研修プログラムによる広範な留学生の受入れと日本人学生の海外派遣を推進する。 4. 教員の教育・研究能力の向上のため、海外の交流協定校と教職員の相互交換研修などのシステムをつくる。 5. 開発途上国の女子教育・幼児教育に関する支援事業を強化充実する。 6. 国内外の女子大学と連携して、女性のエンパワーメントに関する支援事業に取り組む。 <p>(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学長を本部長とする附属学校本部を中心として、大学と附属学校との連携体制を強化する。附属学校と大学で一貫した理念に基づく教育環境と教育課程を整備する。 2. 附属学校と大学及び外部の教育・研究機関との連携を強化した研究、研修体制を整備する。
<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国立大学法人として、自律性を確保しつつ、社会的な要請に柔軟かつ機動的に対応するため、教育研究組織や人事制度の検証を行い、組織運営を改善する。 	<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学術文化の動向、社会的な要請やニーズなどを踏まえ、教育研究組織のあり方を定期的に検証し、必要に応じて組織を見直す。 2. 学長のリーダーシップ発揮の基盤を充実させ、教育研究の戦略的重点化を推進する。 3. 法人本部のマネジメント機能を強化し、教育研究の充実に力点を置きつつ、戦略的な人事政策・資源配分を行う。 4. 女性の役職への登用を促進するために、「2020年までに30%」の目標実現に向けたポジティブ・アクションを推進する。 5. 監事監査、内部監査等の監査結果を速やかに業務運営に反映させるための仕組みを整備する。 6. 経営の改善及び安定化に資するため、経営協議会における学外有識者の意見

<p>2. 教職員の人事は評価を基礎に実施し、能力・適性等を重視した、人事に関するポリシーを策定する。</p> <p>3. 育児や介護と両立して働き続けることができるように、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を実現する。</p>	<p>を活用する。</p> <p>7. 平成23年度までに人事に関するポリシーを策定し、平成24年度以降同ポリシーにのっとり、教職員の人事評価の仕組みを検証し、改善する。</p> <p>8. 適正な人員配置を行い、他機関との人事交流を実施する。</p> <p>9. 人事に関するポリシーを踏まえ、本学としての人材育成目標を設定するとともに、平成25年度までにその目標に向けた人材育成プログラムを開発・実施する。</p> <p>10. 教職員の性別役割分担意識の変革を進めるとともに、育児や介護のニーズを考慮した勤務体制の整備や人員配置を行う。</p>
<p>2 事務等の効率化・合理化に関する目標</p> <p>1. 機動的かつ弾力的な組織運営を行い、職掌の相互理解と情報共有により業務の効率化を促進する。</p> <p>2. 事務職員の意識改革及び職能開発を進める。</p>	<p>2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>1. 現行チーム制について、事務の効率化・迅速化の観点から適宜評価を行うとともに、業務形態の変化を踏まえ、事務体制の改善を行う。</p> <p>2. IT化、アウトソーシングについて、合理性、効率性の観点から評価・改善を加える。</p> <p>3. 人事に関するポリシーの周知によって、意識改革を進めるとともに、同ポリシーを踏まえたSDを実施する。</p> <p>4. 特定分野について専門職制度を導入するとともに、事務職員の職能を高めるため、資格取得等の自己啓発を進める措置を講じる。</p>
<p>III 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <p>外部資金、競争的資金、寄附金、その他の自己収入を獲得するために、組織的整備を行う。</p>	<p>III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>1. 外部資金の獲得のための戦略を検証し、機動的な組織を整備する。</p> <p>2. 寄附金の増加に向けた全学的な戦略を構築する。</p>
<p>2 経費の抑制に関する目標</p> <p>(1) 人件費の削減</p> <p>「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p> <p>(2) 人件費以外の経費の削減</p>	<p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <p>1. 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p>

<p>管理的経費の抑制を行う。</p>	<p>2. 管理的経費抑制のためにこれまで講じてきた方策を検証するとともに、管理業務の合理化、効率化等を進め、一般管理費を抑制する。</p>
<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標 法人資産の運用管理に関する基本計画を策定し、適切な資産運用と施設の有効活用を行う。</p>	<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 1. 法人資産の運用管理に関する基本計画を平成23年度までに策定し、これに基づき、財務分析を行い、キャッシュフローの把握により資産運用の具体的計画を立案し、実行する。 2. 大学の施設について、法人資産の運用管理に関する基本計画に基づき、資産の有効活用の観点から点検・評価を行い、資産の有効活用と学外への開放を促進する。</p>
<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標 1 評価の充実に関する目標 教育研究の多様性、教育の質保証及び研究の質の向上の観点を踏まえた自己点検・評価指針を整備し、適切な項目・方法により評価を実施するとともに、第三者評価を受け、これらの評価結果を大学運営の改善に活かす。</p>	<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置 1. 本学の教育研究の特性を考慮し、教育の質保証に関する取り組み及び研究活動を適切に評価し得る枠組みを構築し、平成24年度を目途に自己点検・評価を実施する。 2. 教員の個人活動評価については、「教員活動状況データベース」を充実させ、評価項目の改善を行う。 3. 自己点検評価及び第三者評価の評価結果を大学運営の改善に確実に反映させるための仕組みを整備し、実施する。</p>
<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標 優れた教育・研究のリソースを国内外に効果的に発信する。</p>	<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置 1. 附属学校を含めた全学的情報発信システムを組織化し、情報受信者のニーズに応じた情報発信を有効に進める。 2. 教育研究成果を電子媒体等各種メディアを通して社会に積極的に発信する。</p>
<p>V その他業務運営に関する重要目標 1 施設設備の整備・活用等に関する目標 キャンパス環境を整備する。</p>	<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置 1. キャンパスグランドデザインに基づき、エコロジー、ユニバーサルデザインに配慮したキャンパス整備計画を策定し、それに基づくキャンパス環境の整備を進める。 2. 施設設備の有効活用の観点から施設マネジメントに基づく点検・評価を行い、施設設備の有効活用を行う。 3. 設備機器の更新時に省エネ型機器の導入及び主要設備機器の効率的な運用による地球温暖化対策を行う。</p>

	<p>4. 本学の歴史的建造物の適切な保存整備を行う。</p>
<p>2 安全管理に関する目標</p> <p>1. 労働安全衛生法に基づく安全管理の体制を整備する。</p> <p>2. 幼児、児童、生徒及び学生を含めた本学構成員全体の安全意識の向上を図るとともに、特に、災害時における危機管理体制の構築及び防災対策を充実する。</p> <p>3. 情報セキュリティを強化する。</p>	<p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>1. 学内危険箇所リストを平成22年度中に作成するとともに、定期的な危険箇所点検・改修、危険物質管理を推進し、安全性の高い学内環境を整備する。</p> <p>2. 安全・衛生に係る有資格者の育成を進めるほか、労働安全衛生法を踏まえた安全意識向上のための方策を講じる。</p> <p>3. 幼児、児童、生徒及び学生を含めた本学構成員全体に対する安全教育を進めるとともに、地元自治体と協力した実践的な防災活動体制及び安否確認を含めた災害時の対応システムを整備する。</p> <p>4. 情報セキュリティ及びコンプライアンスを強化するための情報基盤システムを段階的に整備する。</p>
<p>3 法令遵守に関する目標</p> <p>1. 本学の信頼性と公正性を確保するため、法令遵守の運営体制を整備する。</p> <p>2. 人権擁護を推進する。</p>	<p>3 法令遵守に関する目標を達成するための措置</p> <p>1. 適切な法令の実施が保障される法人運営体制を構築するため、法令遵守の取り組みを統括する組織を平成23年度までに設置し、法令遵守状況の監視を行う。</p> <p>2. 法令遵守に関する研修を組織別、階層別に行う。</p> <p>3. 附属学校を含めて人権擁護に関する意識改革を行うとともに、学内の体制を見直し、改善する。</p>
	<p>VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙参照</p> <p>VII 短期借入金の限度額</p> <p>○ 短期借入金の限度額</p> <p>1 短期借入金の限度額 1 2 億円</p> <p>2 想定される理由 運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。</p> <p>VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 なし</p> <p>IX 剰余金の使途</p> <p>○ 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の</p>

改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
	総額	
・小規模改修	156	国立大学財務・経営センター 施設費交付金（156）

（注1）施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

（注2）小規模改修について平成22年度以降は平成21年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

- 人事方針、人事交流および職員の育成方針
 - ・ 法人本部のマネジメント機能を強化し、教育研究の充実に力点を置きつつ、戦略的な人事政策・資源配分を行う。
 - ・ 学長のリーダーシップ発揮の基盤を充実させ、教育研究の戦略的重点化を推進する。
 - ・ 人事に関するポリシーを策定する。
 - ・ 任期制教員など、国籍・性別を問わず多様な雇用を推進し、教員組織の活性化を図る。
 - ・ 広く学内外に人材を求め、研究活性化のために任期付き研究者を重点的に配置する。
 - ・ 女性の役職への登用を促進する。
 - ・ 適正な人員配置を行い、他機関との人事交流を実施する。
 - ・ 人材育成目標を設定し、人材育成プログラムを開発・実施する。
 - ・ 人事に関するポリシーを踏まえたSDを実施する。
 - ・ 特定分野について専門職制度を導入する。

	<ul style="list-style-type: none">・ 事務職員の職能向上のために、資格取得等の自己啓発促進措置を講じる。 (参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 27,702百万円(退職手当は除く) <p>3. 中期目標期間を超える債務負担 なし</p> <p>4. 積立金の使途</p> <ul style="list-style-type: none">○ 前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。<ul style="list-style-type: none">① (大塚2団地) 学生宿舎整備費の一部② その他教育、研究に係る業務及びその附帯業務
--	--

中 期 目 標		中 期 計 画													
別表（学部、研究科等）		別表（収容定員）													
学 部	文教育学部 理学部 生活科学部	平成 22 年 度	<table border="1"> <tr> <td>文教育学部</td> <td>8 2 8 人</td> </tr> <tr> <td>理学部</td> <td>5 2 0 人</td> </tr> <tr> <td>生活科学部</td> <td>5 2 0 人</td> </tr> <tr> <td>人間文化創成科学研究科</td> <td>6 2 5 人</td> </tr> <tr> <td> うち修士課程</td> <td>4 0 6 人</td> </tr> <tr> <td> 博士課程</td> <td>2 1 9 人</td> </tr> </table>	文教育学部	8 2 8 人	理学部	5 2 0 人	生活科学部	5 2 0 人	人間文化創成科学研究科	6 2 5 人	うち修士課程	4 0 6 人	博士課程	2 1 9 人
文教育学部	8 2 8 人														
理学部	5 2 0 人														
生活科学部	5 2 0 人														
人間文化創成科学研究科	6 2 5 人														
うち修士課程	4 0 6 人														
博士課程	2 1 9 人														
研究科	人間文化創成科学研究科	平成 23 年 度	<table border="1"> <tr> <td>文教育学部</td> <td>8 2 8 人</td> </tr> <tr> <td>理学部</td> <td>5 2 0 人</td> </tr> <tr> <td>生活科学部</td> <td>5 2 0 人</td> </tr> <tr> <td>人間文化創成科学研究科</td> <td>6 2 5 人</td> </tr> <tr> <td> うち修士課程</td> <td>4 0 6 人</td> </tr> <tr> <td> 博士課程</td> <td>2 1 9 人</td> </tr> </table>	文教育学部	8 2 8 人	理学部	5 2 0 人	生活科学部	5 2 0 人	人間文化創成科学研究科	6 2 5 人	うち修士課程	4 0 6 人	博士課程	2 1 9 人
文教育学部	8 2 8 人														
理学部	5 2 0 人														
生活科学部	5 2 0 人														
人間文化創成科学研究科	6 2 5 人														
うち修士課程	4 0 6 人														
博士課程	2 1 9 人														
		平成 24 年 度	<table border="1"> <tr> <td>文教育学部</td> <td>8 2 8 人</td> </tr> <tr> <td>理学部</td> <td>5 2 0 人</td> </tr> <tr> <td>生活科学部</td> <td>5 2 0 人</td> </tr> <tr> <td>人間文化創成科学研究科</td> <td>6 2 5 人</td> </tr> <tr> <td> うち修士課程</td> <td>4 0 6 人</td> </tr> <tr> <td> 博士課程</td> <td>2 1 9 人</td> </tr> </table>	文教育学部	8 2 8 人	理学部	5 2 0 人	生活科学部	5 2 0 人	人間文化創成科学研究科	6 2 5 人	うち修士課程	4 0 6 人	博士課程	2 1 9 人
文教育学部	8 2 8 人														
理学部	5 2 0 人														
生活科学部	5 2 0 人														
人間文化創成科学研究科	6 2 5 人														
うち修士課程	4 0 6 人														
博士課程	2 1 9 人														

平成25年度	文教育学部	828人
	理学部	520人
	生活科学部	520人
	人間文化創成科学研究科	625人
	うち修士課程	406人
	博士課程	219人
平成26年度	文教育学部	828人
	理学部	520人
	生活科学部	520人
	人間文化創成科学研究科	625人
	うち修士課程	406人
	博士課程	219人
平成27年度	文教育学部	828人
	理学部	520人
	生活科学部	520人
	人間文化創成科学研究科	625人
	うち修士課程	406人
	博士課程	219人

中期目標

中期計画

(別紙)予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成22年度～平成27年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	28,246
施設整備費補助金	0
船舶建造費補助金	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	156
自己収入	11,465
授業料及び入学科検定料収入	10,983
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	482
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	6,813
長期借入金収入	0
計	46,680
支出	
業務費	39,711
教育研究経費	39,711
診療経費	0
施設整備費	156
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	6,813
長期借入金償還金	0
計	46,680

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額27,702百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 人件費の見積りについては、平成23年度以降は平成22年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人お茶の水女子大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

○ 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [一般運営費交付金対象事業費]

- ①「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度における E (y)。
- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与相当額及び教育研究経費相当額。
 - ・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与相当額。
- ②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。F (y - 1) は直前の事業年度における F (y)。
- ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員 (①にかかる者を除く。) の人件費相当額及び教育研究経費。
 - ・ 附属施設等の運営に必要な教職員の人件費相当額及び事業経費。
 - ・ 法人の管理運営に必要な職員 (役員を含む) の人件費相当額及び管理運営経費。
 - ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要な経費。

[一般運営費交付金対象収入]

- ③「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。(平成22年度入学料免除率で算出される免除相当額及び平成22年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外。)
- ④「その他収入」：検定料収入、入学料収入 (入学定員超過分等)、授業料収入 (収容定員超過分等) 及び雑収入。平成22年度予算額を基準とし、第2期中期目標期間中は同額。

II [特別運営費交付金対象事業費]

- ⑤「特別経費」：特別経費として、当該事業年度において措置する経費。

III [特殊要因運営費交付金対象事業費]

- ⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

$$\text{運営費交付金} = A (y) + B (y) + C (y)$$

1. 毎事業年度の一般運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A (y) = E (y) + F (y) - G (y)$$

$$(1) E (y) = E (y - 1) \times \beta (\text{係数})$$

$$(2) F (y) = \{ F (y - 1) \times \alpha (\text{係数}) \} \times \beta (\text{係数}) \pm S (y) \pm T (y) \pm U (y)$$

$$(3) G (y) = G (y)$$

E (y) : 教育研究等基幹経費 (①) を対象。

F (y) : その他教育研究経費 (②) を対象。

G (y) : 基準学生納付金収入 (③)、その他収入 (④) を対象。

S (y) : 政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

T (y) : 教育研究組織調整額。
学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U (y) : 施設面積調整額。
施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特別運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$B (y) = H (y)$$

H (y) : 特別経費 (⑤) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 毎事業年度の特種要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$C (y) = I (y)$$

I (y) : 特種要因経費 (⑥) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

【諸係数】

α (アルファ) : 大学改革促進係数。
第2期中期目標期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し等を通じた大学改革を促進するための係数。
現時点では確定していないため、便宜上平成22年度予算編成時と同様の考え方で $\Delta 1.0\%$ とする。
なお、平成23年度以降については、今後の予算編成過程において具体的な係数値を決定する。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。
物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。
なお、「特別運営費交付金」及び「特種要因運営費交付金」については、平成23年度以降は平成22年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 国立大学財務・経営センター施設費交付金は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成22年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、版權及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「政策課題等対応補正額」、「教育研究組織調整額」、「施設面積調整額」については、0として試算している。

2. 収支計画

平成22年度～平成27年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	46,622
経常費用	46,622
業務費	42,818
教育研究経費	7,778
診療経費	0
受託研究費等	4,857
役員人件費	587
教員人件費	24,186
職員人件費	5,410
一般管理費	2,444
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	1,360
臨時損失	0
収入の部	46,622
経常収益	46,622
運営費交付金収益	27,595
授業料収益	8,904
入学金収益	1,455
検定料収益	450
附属病院収益	0
受託研究等収益	4,857
寄附金収益	1,519
財務収益	8
雑益	474
資産見返負債戻入	1,360
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成22年度～平成27年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	47,456
業務活動による支出	45,264
投資活動による支出	1,416
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	776
資金収入	47,456
業務活動による収入	46,524
運営費交付金による収入	28,246
授業料及び入学金検定料による収入	10,983
附属病院収入	0
受託研究等収入	4,857
寄附金収入	1,955
その他の収入	483
投資活動による収入	156
施設費による収入	156
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	776

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業にかかる交付金を含む。